

男女共同参画社会促進のための
千葉県男女共同参画センターと千葉商科大学との覚書

千葉県男女共同参画センター（以下「甲」という。）と千葉商科大学（以下「乙」という。）は、男女共同参画社会の形成を促進するため、次のとおり合意する。

（目的）

第1条 この覚書は、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次の事項を連携して実施する。

- （1）甲と乙が双方の人材、施設等を活用して共同で行う普及啓発活動
- （2）甲と乙の双方の人材教育
- （3）次世代を担う人材の輩出、育成
- （4）国際協力及び地域社会への貢献
- （5）その他本覚書の目的を達成するために甲及び乙が必要と認める事項

（守秘義務）

第3条 両者は、本覚書に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本覚書の有効期間中及び有効期間終了を問わず、その一切について守秘義務がある事を確認する。ただし、事前に相手方の承認を得た場合は、その限りではない。

（有効期間）

第4条 本覚書は、覚書締結の日から発効し、有効期間は4年間とする。

ただし、本覚書の有効期間満了の日から2ヶ月前までに両者いずれからも申出のないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本覚書に定めのない事項及び本覚書に関し疑義が生じた場合は、両者が協議の上、決定する。

この覚書に合意した証として本書2通を作成し、それぞれ1通を保管する。

令和元年11月20日

甲 千葉県千葉市中央区都町2丁目1番12号

千葉県男女共同参画センター

所長

乙 千葉縣市川市国府台1丁目3番1号

千葉商科大学

学長